

松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松江ホーランエンヤ伝承館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 24 年松江市規則第 63 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(入館料の減免)	(入館料の減免)
第 2 条 条例第 10 条の規定により入館料を減額又は免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第 2 条 条例第 10 条の規定により入館料を減額又は免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 松江市内の _____ _____ 高等 学校の生徒 _____ で、学 校が編成した教育課程に基づく活動によ り伝承館に入館する者 _____ 全額	(4) 松江市内の <u>小学校、中学校及び義務教 育学校の児童若しくは生徒若しくは高等 学校の生徒又はこれらに準ずる者</u> で、学 校が編成した教育課程に基づく活動によ り伝承館に入館する者 <u>並びにその教職員</u> 全額
(5) <u>松江市内の学校が編成した教育課程 に基づく活動により児童又は生徒を引率 する教職員等 全額</u>	
(6) 略	(5) 略
2 略	2 略
3 条例第 10 条の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者で <u>第 1 項第 4 号、 第 5 号又は第 6 号</u> に該当するものは、松江 ホーランエンヤ伝承館入館料減免申請書 (別記様式)を市長に提出しなければならな い。	3 条例第 10 条の規定により入館料の減額又は免除を受けようとする者で <u>第 1 項第 4 号 又は第 5 号</u> に該当するものは、松江 ホーランエンヤ伝承館入館料減免申請書 (別記様式)を市長に提出しなければならな い。

別記様式(第2条関係)

松江ホーランエンヤ伝承館入館料減免申請書
略

略	
減額・免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 松江市内の _____ _____ 高等学校の生徒 _____ で、学校が編成した教育課程に基づく活動により入館するため。 活動の名称 [] <input type="checkbox"/> その他の理由 []
	区分 松江市内の _____ _____ 高等学校の生徒 _____ 松江市内の学校が編成した教育課程に基づく活動により児童又は生徒を引率する教職員等 略
	略

別記様式(第2条関係)

松江ホーランエンヤ伝承館入館料減免申請書
略

略	
減額・免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 松江市内の <u>小学校、中学校及び義務教育学校の児童若しくは生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準じる者</u> で、学校が編成した教育課程に基づく活動により入館するため。 活動の名称 [] <input type="checkbox"/> その他の理由 []
	区分 <u>松江市内の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者</u> <u>上記を引率する教職員</u> 略
	略

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

